令和５年第８回
小坂町農業委員会会議録

令和５年８月７日（月）１４時００分役場会議室において招集した。

１．出席委員（１０人）は次のとおりである。

１番　安　保　清　栄	２番　中　村　修太郎	３番　阿　部　龍　平
４番　小　舘　康　弘	５番　木　村　　功	６番　宮　舘　秀　樹
７番　奈　良　延　浩	８番　本　田　立　子	９番　中　村　　仁
10番　亀　田　静　子		

２．欠席委員は次のとおりである。

３．本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長　　木　村　則　彦
事務局長補佐　相　馬　一　之

４．本会の書記は次のとおりである。

事務局長補佐　相　馬　一　之

５．議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

３番　阿　部　龍　平　　４番　小　舘　康　弘

６．会議に付した案件は次のとおりである。

第１　報告　第１３号　秋田県農業委員会女性協議会第１８回総会及び
　　令和５年度秋田県農業委員会女性協議会研修会について
第１　報告　第１４号　農地法第１８条第６項の規定による通知書について
第２　決定　第１０号　小坂町農用地利用集積計画を定めることについて

議　　長（亀田）　定刻になりましたので、これから令和５年第８回の総会を始めたいと思います。
出席状況について、報告をお願いいたします。
（１４：００）

事 務 局　１０名出席です。

議　　長　只今の出席者は１０名出席でございます。よって、農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定による定数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。
本日の会議録署名委員を指名いたします。３番阿部龍平委員、４番小舘康弘委員の両名を指名いたします。
（１４：０１）

議　　長　それでは議事に入ります。日程第１、報告第１３号について、事務局より説明を求めます。

事 務 局　日程第１報告第１３号を説明いたします。
３ページをお開き下さい。令和５年６月２９日に、秋田地方総合庁舎で行われた標題の総会へ亀田委員、佐々木推進委員、事務局１名が出席しました。６ページからは、総会の議案です。議案は全て承認されました。
次に、１８ページからは、研修会についてです。「女性が活躍しやすい環境とは」のテーマについて、グループディスカッションを行い、結果を発表しました。詳細説明については省略させていただきます。以上で報告を終了します。

10番委員（亀田）　ここで、補足説明をします。
２８名の参加。収支決算等の議案でした。今回の改選に伴い、女性会員数は６６名から８０名越えになる予定です。令和７年までに女性農業委員を３０％以上にす

る目標としています。
　研修は、女性が活躍しやすい環境について、財政的な悩み、要望、心構え等、様々な意見がありました。地域単位では女性が活躍する環境への取り組みが遅れていて、男性優位であると思います。もっと女性や若者が活躍しやすい環境にするべきとの意見もありました。他の会長からは、役職に対する覚悟を感じました。

議　　長　ここで、暫時休憩します。
（１４：０７）
議　　長　再会します。
（１４：１０）
議　　長　報告第１３号について質問意見等ありますか。
７番委員（奈良）　女性農業委員を３０％にする目標について、他の地域では、達成したところはあるでしょうか。
10番委員　他の地域では、女性農業委員が０人だったのが、改選に伴い１人増えたりと前進していますが、目標までは到達していないと思います。
７番委員　女性会員が８０名以上に増えているのに達成できなかったのでしょうか。
10番委員　女性会員の内、推進委員は別なので、農業委員は３０％に到達していないと思われます。
議　　長　他に質問等ありませんか。
　ないようですので、よろしいでしょうか。
各 委 員　はいの声あり。
議　　長　それでは、日程第１報告第１３号を終了します。
（１４：１３）
議　　長　次に日程第１報告第１４号について、事務局より説明を求めます。
事 務 局　日程第１報告第１４号について説明いたします。
　２２ページをお開き下さい。賃貸人Ａと賃借人Ｂとの一部農地の合意解約です。
　２４ページをお開き下さい。秋田県が砂子沢ダム工事の排土置場とするために、一部農地の解約をするものです。解約後にＡと秋田県が賃貸借契約を行いますが、農地法第５条の規定により、農地の転用申請はありません。２５ページからの地図により位置関係を説明しました。以上で報告を終了します。
議　　長　ここで、暫時休憩します。
（１４：１５）
議　　長　再会します。
（１４：２３）
議　　長　報告第１４号について質問意見等ありますか。
　他に質問等ありませんか。
　ないようですので、よろしいでしょうか。
各 委 員　はいの声あり。
議　　長　それでは、日程第１報告第１４号を終了します。
（１４：２４）
議　　長　次に日程第２決定第１０号について、事務局より説明を求めます。
事 務 局　日程第２決定第１０号を説明いたします。
事 務 局　今回は案件が、２件です。
　２８ページをお開き下さい。１件目は、設定する者がＣ、受ける者が秋田県農業公社、大地字上前田１筆、新規使用貸借権で、１０年契約です。
　２件目は、設定する者がＤ、受ける者が秋田県農業公社、大地字上前田３筆、大地字落合１筆、計３筆、新規使用貸借権で、１０年契約です。
　３２ページからの地図で位置関係について説明を実施しました。
　以上で日程第２決定第１０号の報告を終了します。
議　　長　決定第１０号について質問意見等ありますか。
　他に質問等ありませんか。

ないようですので、よろしいでしょうか。

各 委 員　はいの声あり。

議　　長　それでは、日程第２決定第１０号を終了します。

（１４：２７）

議　　長　総会の議案はすべて終了しましたので、ただいまを持ちまして第８回総会を終了します。

（１４：２８）